

介護老人保健施設 ベルアルト 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人悠人会が設置する介護老人保健施設ベルアルト通所リハビリテーション（以下「当事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員等（以下「通所リハビリテーション従業者」〔指定介護予防通所リハビリテーション従業者〕という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 前2項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年条例第58号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 ベルアルト通所リハビリテーション
- (2) 所在地 大阪府堺市堺区南安井町3丁1番1号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 医師 | 1.0名以上 |
| (2) 理学療法士・作業療法士 | 1.0名以上 |
| (3) 看護職員（歯科職員含む） | 1.0名以上 |
| (4) 介護職員 | 6.5名以上 |
| (5) 栄養職員 | 1.0名以上 |

通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の業務に当たる。

医師は、利用者の健康上の管理指導を行う。理学療法士・作業療法士は、基本動作能力改善、応用動作、残存能力改善への機能訓練を行うと共に、リハビリマネジメントを行う。看護職員は、医師と共に健康管理を行う。介護職員は、利用者の日常生活の介護を行う。栄養職員は、栄養マネジメントの指導を行う。歯科職員は、口腔機能向上への指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。
(日曜日及び12月30日～1月3日は休業とする。) |
| (2) 営業時間 | 午前9時から午後5時までとする。 |
| (3) サービス提供時間 | 午前10時00分から午後4時15分までとする。 |

（指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員）

第6条 当事業所の利用定員は、1日85人とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

（指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容）

第7条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕については、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕計画の作成 |
| (2) 日常生活上の援助 |
| (3) 健康状態の確認 |

- (4) 機能回復訓練
- (5) 短期集中リハビリテーション（介護給付）
- (6) リハビリテーションマネジメント（介護給付）
- (7) 物理療法
- (8) 食事サービス
- (9) 栄養マネジメント
- (10) 口腔機能向上サービス
- (11) 若年性認知症ケア
- (12) 入浴サービス
- (13) 送迎サービス
- (14) 相談、助言

（身体の拘束等）

第8条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

（秘密の保持）

第9条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととする。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとする。

（利用料等）

第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）に定める額（以下「居宅介護サービス費用基準額」という）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。なお、法定

代理受領以外の利用料については、居宅介護サービス費用基準額によるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)に定める額(以下「居宅介護サービス費用基準額」という)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、居宅介護サービス費用基準額によるものとする
- 3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
 - ① 食事の提供に要する費用(事業所で提供する食事をお取りいただいた場合)

昼食(おやつ含む)	691 円/回
-----------	---------
 - ② おやつに要する費用(午後より利用される方のみ) 60 円/回
 - ③ 教養娯楽費(レクリエーションで使用する折り紙、粘土等の材料や、輪投げ等道具、ビデオソフト等の費用であり、施設でご用意するものをご利用いただくために要する費用の利用日数分の金額) 50 円/日
 - ④ クラブ活動費(生け花、茶道、陶芸、押し花等、利用者のご希望によりクラブ活動に参加される場合に係る材料費) その都度お知らせする。
- 4 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合は、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。尚、費用を変更する2ヶ月前までに、利用者又はその家族に説明を行うこととする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 8 消費税については介護保険の保険対象サービス(保険給付分と自己負担割合分)は、原則として消費税は課税されません。

(通常の事業実施区域)

第11条 通常の事業実施区域は堺市堺区全域とする。

(利用の中止、変更、追加)

第12条 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

- 2 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	サービス利用に係る自己負担額 (食材料費を含みます)

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓

練を定期的実施する。

(緊急時における対応)

第15条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがある。

- 2 前項のほか、通所サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡する。

(事故発生時の対応)

第16条 通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、居宅介護支援事業者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 3 通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回(うち1回は夜間を想定した訓練)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第18条 通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当事業所は、通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

<行政機関その他の苦情受付機関>

<p>[堺市の相談窓口]</p> <p>堺市役所 介護保険課</p>	<p>所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号</p> <p>電話番号 072-228-7513</p> <p>FAX 072-228-7853</p> <p>受付時間 平日午前9時～午後5時30分</p>
<p>[市町村の窓口]</p> <p>堺市堺区地域福祉課</p>	<p>所在地 堺市堺区南瓦町3番1号</p> <p>電話番号 072-228-7477</p> <p>受付時間 平日午前9時～午後5時30分</p>
<p>[市町村の窓口]</p> <p>堺市中区地域福祉課</p>	<p>所在地 堺市中区深井沢町2470番地7</p> <p>電話番号 072-270-8195</p> <p>受付時間 平日午前9時～午後5時30分</p>
<p>[市町村の窓口]</p> <p>堺市東区地域福祉課</p>	<p>所在地 堺市東区日置荘原寺町195番地1</p> <p>電話番号 072-287-8112</p> <p>受付時間 平日午前9時～午後5時30分</p>
<p>[市町村の窓口]</p> <p>堺市西区地域福祉課</p>	<p>所在地 堺市西区鳳東町6丁600</p> <p>電話番号 072-275-1912</p> <p>受付時間 平日午前9時～午後5時30分</p>
<p>[市町村の窓口]</p> <p>堺市南区地域福祉課</p>	<p>所在地 堺市南区桃山台1丁1番1号</p> <p>電話番号 072-290-1812</p> <p>受付時間 平日午前9時～午後5時30分</p>
<p>[市町村の窓口]</p> <p>堺市北区地域福祉課</p>	<p>所在地 堺市北区新金岡町5丁1番4号</p> <p>電話番号 072-258-6771</p> <p>受付時間 平日午前9時～午後5時30分</p>
<p>[市町村の窓口]</p> <p>堺市美原区地域福祉課</p>	<p>所在地 堺市美原区黒山167番地1</p> <p>電話番号 072-363-9316</p> <p>受付時間 平日午前9時～午後5時30分</p>

[公的団体の相談窓口] 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地	大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通FNビル11階
	電話番号	06-6949-5418
	FAX	06-6949-5417
	受付時間	平日午前9時～午後5時

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 当事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は、通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関する記録を整備し、通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕完結の日から2年間(サービス提供記録は提供日から5年)保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人悠人会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成17年10月1日一部改訂

平成 18 年 4 月 1 日一部改訂
平成 20 年 11 月 1 日一部改訂
平成 21 年 4 月 1 日一部改訂
平成 22 年 3 月 1 日一部改訂
平成 23 年 4 月 1 日一部改訂
平成 25 年 8 月 1 日一部改訂
平成 26 年 7 月 1 日一部改訂
平成 27 年 10 月 1 日一部改訂
平成 29 年 4 月 1 日一部改訂
2023 年 2 月 25 日一部改訂
2024 年 3 月 1 日一部改訂
2024 年 4 月 1 日一部改訂
2025 年 4 月 1 日一部改訂